

特定遊興飲食店営業許可申請必要書類等（法人用）

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 許可申請書（2枚組）	1	別記様式第40号
○ 営業の方法を記載した書類	1	別記様式第41号
○ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類	1	別紙参照
○ 営業所の周囲の略図	1	周囲20m程度が明らかになるもの
○ 営業所の平面図	1	記載例参照
※ 飲食店営業の許可証（コピー）	1	名義・有効期間等要確認
○ 誓約書（法人用）	1	法4条1項7号及び13号に該当しない
○ 誓約書（法人役員用）	役員全員	役員全員の連署、別葉でも可
○ 定款	1	
○ 登記事項証明書	1	いわゆる商業登記簿
○ 密接な関係を有する法人申告書	1	密接な関係を有する法第1条第1項第7号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称、住所、代表者氏名を記載した書面
○ 株式会社の場合、株主名簿の写し	1	
○ 住民票の写し	役員全員	本籍（国籍）記載のもの 個人番号の記載がないもの
○ 身分証明書	役員全員	本籍地の役場発行 外国人の場合不要。
○ 誓約書（管理者用）	1	
○ 住民票の写し（管理者のもの）	1（※1）	本籍（国籍）記載のもの 個人番号の記載がないもの
○ 身分証明書（管理者のもの）	1（※1）	本籍地の役場発行 外国人の場合不要。
○ 写真（管理者のもの）	2	※5
○ 申請手数料	24,000円	納入方法は申請時に確認してください

※1 役員と管理者が同一の場合、住民票の写し・身分証明書は、それぞれ1通で構いません。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 通常、許可（不許可）の決定までは**55日前後**の期間を要します。

※4 病院、児童福祉施設の周囲など、条例で定める**保全対象施設の周辺の場合は、不許可**になりますので、充分確認をしてください。

※5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その背面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

○ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

① 申請者に営業所の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

○ 雑居ビル火災等の防止の観点から一定の場合は、消防・建築行政機関に
特定遊興飲食店営業の許可申請がされたことを通知しております。